

Title	トーマス・ペイン論 (その生涯並びに政治思想)
Sub Title	
Author	浜田, 恒一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1934
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.28, No.10 (1934. 10) ,p.1575(103)- 1614(142)
JaLC DOI	10.14991/001.19341001-0103
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19341001-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

幸甚である。(昭和九年九月十三日)

追記

本稿は甚だ短期間に執筆した爲めに頗る遺憾の點が多い。又色々の調査に當つて、多大の助力を要した爲め、畏友小島榮次氏をはじめ、研究会學生諸氏に一方ならぬ御厄介をかけた。郵便、法律に現はれた行政區劃及び百貨店、新聞の勢力範圍については小島氏の御盡力を得、交通機關及旅客調査に於いて學生兎玉、田中、坂寄、小古間の諸君を煩し、地圖及び圖表の作表には同じく堀内君の努力に負ふ所頗る大であつた。又四頁大の地圖挿入については本誌編輯者の御快諾を得た事、いづれも此の機會に謹謝する次第である。

なほ此の種の調査の意義に就いて述べるならば、計畫及び經營の諸方面に於いて最も重要視して差支ない根本調査である。百貨店經營、小賣商の問題、更に都市住宅政策、農園經營、工場設置の考慮、娛樂機關の設置等に關して、諸般の經營上、先づ根本的に研究を要する前提である。都市計畫が之れを肝要とするのは云ふまでもない。此の意味に於いて此種の研究の熾になる事を冀ふ次第である。

トーマス・ペイン論

(その生涯並びに政治思想)

濱田恒一

第一節 その生涯と時代(英國亡命まで)

「その人の生涯を逸するならば、合衆國獨立戰爭史は完きを得ない」と稱されたるトーマス・ペインは、一七三七年一月二十九日英蘭は Northfolk 州なる Theford に、コルセット製造人の子として生れた。父はクエイカー教徒であり、母は英國々教を奉じてゐた。十三才にして小學校を終へ、父の業に就いたが、熱情に富める性格と、その業務との甚だしい懸隔は、遂に彼をして、その業を放擲して倫敦に赴かした。金も無く、友もなきこの一青年はやがてドーヴァに行つた。既に其時は英佛戰爭が宣せられてゐた。彼の小學校長たりし退役軍人 William Knowlsey の「誤れるヒロイズム」の薫陶を受けたる、而も年齒未だ十七に満たざるペインの胸に、野望は烈々と燃え上り、「砲口の裡にさへも、空しい名聲を求めて」私掠船 *Privateer* 號の乗組員と成つた。後年、戰爭を心から憎み、自由と平和の世界的使徒たるの運命を任へるその人の生涯は、かくて、戰爭に開始されたのである。その「父の情理ある諫めに依つて」この舉は一度阻止されたけれども「久しからずしてその感銘はうすらぎ」再び私掠船 *King of Prussia*

號に乗じて海上に出たのである。青年ペインの風躍如たるものがある。(註)

註 この點に就いて“Great Works of Thomas Paine”の巻頭に附せられたる傳記は、ペインの語る處と相違してゐる。即ち父の諫告に依りて King of Prussia を下船した事になつて居り、Terrible 號からの下船に就いては、原因は不明であると書いてゐる。

一七五九年に Sandwich に定住して、舊業に歸り、親方コルセット製造人となり、Mary Lombert と結婚したが、商賣は思はしく行かず、翌年 Margate に移り、こゝで妻に死別した。後倫敦に移り、遂に故郷に還つて收税吏となつたが、上司及び同僚の不正を看過し得なかつたが爲めに、その職を追はれて又も倫敦に行き、Mr. Noble of Goodman's Field の經營するアカデミーの教師となつた。この教師をしてゐる間に、天文學及び物理學の研究に従事し、且つ Martin 及び Ferguson の哲學講座を聞くことが出来た。併し再び故郷の收税吏に任ぜられ、一七六八年春には Sussex の Lewes に轉じた。こゝで煙草商 Olive の家に寄寓したが、約一年の後 Olive の死去に遭遇してその業務を繼承すると共に、七一年にはその娘と結婚した。

一七七一年と云へば、英國急進運動第一期の灼熱時である。凡そジョージ三世の即位から一七六九年までは、政治的には一の混亂時代であり、試験時代であつた。老ビットは辭し、ピュート、グレンヴィル、ベッドフォード及びロッキンガム内閣が相續き、政黨政治が完全に破れた時代であつた。然るに此の試験時代にジョージ三世は不人氣となり、老ビットも貴族に列して國民の信望を失つた。この時が國民の不滿の絶頂時であり、政治的腐敗の頂點であつた。既にデモクラシーの精神は蔓延してゐたけれども、實際政治の上から云へば、民衆なるものは無視せらるべき數量に過ぎなかつた。彼等の聲を聞かしむべき唯一の手段は、請願に過ぎなかつた。併しこの請願は急進運

動史上注意に値する。何故ならば、請願權は同時に集會權を包含してゐたからである。民衆はこの集會を滋育した。急進論の核心たる「議會代理論」とその實際とは、これより生じて行つたのである。かの不滿の鬱積と、このデモクラシー精神の弘布の時に、英國政治上特異の人物にして急進運動の果敢なる最初の闘士ジ・マン・ウ・ルクスが現れたのである。

闘争は言論自由の問題に端を發した。既に一七五七年以來、Aylesbury より選ばれて代議士となつてゐたウ・ルクスは、ピュートが宰相となるや、直ちにその反對者として立つた。機會はピュートがその政策を擁護せしめん爲めに、プリント誌を利用せる處に捉へられた。ウ・ルクスは之に對抗する、ノースプリント誌を創刊した。ノースプリント誌の創刊は歴史的意義ある事件である。これは政治問題を主目的として發刊されたる最初の一新聞であるとして、而も熱意と辛悚なる機智とに満ちたる筆致を以て攻撃した。それは宮廷とピュート一派とを、未曾有の自由さを以て委託されたものであり、従つて政府の行動が國民の利益と反する場合、國民はその權力を取上げ、且つ彼等政府を處罰するの權利ある事を高唱した。ノースプリントはセンセーションを捲起し、發行部數は巨額に上つた。併し上述の如き議論が國王及その大臣等に不快なるは言ふ迄もない。一七六三年彈壓の手は下された。同年四月二十三日付第四十五號は國王の演説を攻撃して、文書誹毀罪に問はれた。ウ・ルクスは逮捕され、ノースプリントは沒收された。然もウ・ルクスの逮捕は、個人の名を記載せざる白紙逮捕狀に依つて、議員としての非逮捕權を侵犯して爲された。事は喧しくなつた。單に伶俐な成功せるジャーナリストとして知られてゐるに過ぎなかつたウ・ルクスは一舉に有名となつた。倫敦塔に送られる時、彼は群衆の叫喚に迎へられた。“Liberty! Wilkes for ever and no

Encein 然るに裁判長 Pitt 後のカムデン卿はウァルクスの釋放を宣告した。滿廷の傍聴人は喝采し、ウァルクスは群集に囲まれて家に歸つた。この夜イルミネーションは點せられ、ボンファイアは焚かれた。不屈の判官ブラットは英國民の自由の守護者として賞讃され、その肖像畫及半身像は各地で販賣された。然るに下院は煽動的文書誹毀の場合には何等の特権も存しないと決議して、ウァルクスを除名した。上級裁判所は彼を文書誹毀罪の被告として彼を召喚した。彼は出頭を拒絶した。之が爲めに公權被剝奪者たることを宣告された。彼はフランスに去つた。一度フランスに去つたウァルクスは一七六七年再び英國に歸還し、倫敦シチーの下院議員候補者に立つて失敗したが屈せず、遂に Middlesex から素晴らしい勢で當選した。

當選したが、法廷は公權被剝奪者たる彼を逮捕して投獄せんとした。民衆は憤激した。監獄への途中群集は彼の護送車を襲ひ馬を解き放つて、車を Cornhill へ引張つて行つた。所謂セントジョージ・フィールドの暴動が勃發した。之を鎮壓せんとして、兵士は群集の一人を殺した。ウァルクス自身は一料理店に逃れ、そこから自首した。之に依りて公權剝奪は除かれたが、文書誹毀罪で一千磅の罰金と十二月の禁錮に處せられた。併しこの處刑は彼の人気を増すに過ぎなかつた。ロッキンガムやパーク等の名士は彼を慰問した。彼の憧憬者から數々の物が贈られた。アメリカのチャールストンでは一千二百磅の贖金が集められた。然るにウァルクスは大臣 Weymouth が Lambeth Quarter Sessions の治安判事に送つた手紙を公表し、これに序文を附したが、その中で、セントジョージ・フィールドの虐殺は Westmouth が故意に行つたものであるとの非難を加へた。これは勿論上院のみに關する問題であるに拘らず、下院は全然不正な手續を以つて、再びウァルクスを除名した。この事は當時の下院が如何なるものであつたかを明にする一例となるであらう。そしてこの除名こそは猛烈な選舉鬭争の開幕を意味する。彼の渴仰者の熱情は

Wilkenmania と稱せられる迄の高潮に達し、"Wilkes and Liberty" は當時の標語となつた。引續ぎ二回ウァルクスは Middlesex から選ばれ、二回下院に依つて拒絶された。こゝに於て政府は Luttrell なる御用競争候補を立てた。彼は群集の襲撃を受ける程の危険を感じた。勿論彼は勝つた。然るに下院は又も彼の當選を無効なりと宣言し、Luttrell をして空席を占めさせた。一七七〇年四月十七日ウァルクスは出獄した。翌年彼と下院との最後の鬭争が始つた。今や彼はロンドン市の長老であつた。七四年には政府の必死の妨碍にも關ず、市長となつた。同年十月十日、又も彼はミッドルセックスから下院議員に選ばれた。下院は遂に之を承認せざるを得なかつた。ウァルクスは勝ち、激闘は一應終結した。

Middlesex の選舉鬭争は "Control of Parliament from Without" 運動の第一の表現であつた。今や第二の表現として、代議士の議會内に於ける行動を報導する事の問題が生じて來た。下院は判然とその報導を拒否した。176-871 の議會は英國議會史上著名なる the unreported Parliament であつた。元來、當時に在つて新聞が政治問題を論ずることは、一般には行はれてゐなかつた。行はれる場合には、前述の North Briton 紙の如き、特に政治新聞に於いてのみ行はれるに過ぎなかつた。従つてその代りにパンフレットが發刊され Wilkes, Churchill, Arthur M rphy, Robert Lloyd Philip, Francis, Malloch 等の如き political pamphletee と稱すべき文筆人の一團が在つた。然るにジョージ三世の即位以後、通常の新聞も亦次第に政治問題を論じ、議會内の討論を報導するに至つた。併し、それには多くの改良の余地があつた事は the Whisperer とか the Parliamentary Spk とかいふ名の新聞が在つた事でも解るであらう。討論報告を公言せるものに the London 及び the Gentleman's の二紙が在つたが、その「報道」なるものは頗る心細いものであつた。Wedderburn 後の Lord Longborough は自口の演説が新聞に掲載され

た時、次の様に言つた。「余が話した事柄は少し載つてゐる。幸ひにして言はなかつた事が多数、そして云へたらよかつたと思ふ事が幾つか載つてゐる」と。

然るに一七七一年に、議會報導問題は突然灼熱化した。それは Colonel Onslow が議會の討議が新聞紙に報道されてゐる事實に就いて、下院の注意を喚起すると共に、一七二八年の決議を議題にせん事を動議したに始る。この一七二八年の決議は新聞紙の議會討議の報道を以て「下院の尊嚴を冒瀆し、その特權を侵犯する」と宣言し、違反者は處罰せらるべき事になつてゐた。勿論、彼の動議は通過した。即日、再び彼は立つて、the Gazetteer 及び the New Daily 兩紙が彼の演説の誤れる報道を公表せる事を訴へた。印刷者 Thompson 及び Wheble は下院に出頭すべきことを命じられた。Wilkes と Tooke はこの機會を捉へた。印刷者を説服して該命令に服従させなかつた。下院は國王に上書して印刷者捕縛の布告を乞ふた。國王は喜んで之に應じた。然るに國王及下院を無視して、報道は洵に活潑に続けられた。又も Onslow は更に六新聞が報道を掲載しつゝある事に下院の注意を喚起した。茲に於いて激烈な討議が行はれ、議事妨礙の驅引きが實に初めて行はれた。討議は翌日の朝まで繼續した。他方、Wilkes, Tooke の Bill of Rights Society は、資金を供給して反則新聞の印刷者を頑張らした。こゝに於て S. J. London Evening Post の印刷者 Miller なるものが下院に召喚された。然るに彼は自分がロンドン市民組合員である事を理由として召喚を拒んだのみならず、下院の使者を脅迫の故を以て捕へた。この使者は市長 Crosby 市助役 Oliver 及 Wilkes の前に引出され、彼の捕縛は合法的であると宣告された。然るに下院はこの宣告を以て特權侵害として Crosby 及び Oliver を投獄した。兩者は市民の凡ゆる喝采を受けた。下院は結局敗北して、議會報道を默認するに至つた。ペインの生涯に立戻らう。彼の結婚と下院敗北との年たる一七七一年の翌年、即ち一七七二年に、彼は「The

Case of the Excise Office なるパンフレトを書いた。これは非常に俸給の安い役人階級の或事件を擁護せん事を特に目的とせるものではあつたが、人をして正直ならしむる唯一の道は、不正直たるの必要を除くことである事を明示せるものであつた。この書は上司の間に問題となり、遂に彼が煙草商をしてゐるとの理由で、この最も正直な收税吏は一七七四年四月その職を免ぜられた。そして更に不幸にも、この貧窮なる失職者は、その翌月妻とも別れねばならなくなつた。その理由は不明である。

ペインは又もや倫敦に來た。そしてこの倫敦行は彼の生涯に於ける最大なるチャンスを開いたのであつた。それはこゝでフランクリンと相識つた事である。當時フランクリンはフィラデルフィア代表として倫敦に來て居たのであるが、ペインの才能を認めたのであらうか、友人宛の紹介状を與へてゐる。かくて七四年の暮近くに倫敦を立ち、二ヶ月の後にフィラデルフィアに到着した。

一七七五年初頭と云へば、「獨立宣言」の僅かに一年前である。アメリカ社會の空氣は推して知るべきものがある。この險惡なる空氣の裡に、ペンシルヴァニア・マガジン誌が創立された。ペインは之が編輯者となつた。峻龍處を得て將に雲を呼ばんすの概がある。そして當時までペインは、尙、ホイッグであつたけれども、その論說の多くに現れた調子からみるに、英國憲法と憲政とに疑惑を持ち始めてゐたらしく思はれる。(註)

(註) Great Works of Th. Paine p. 12

かゝる間にも情勢は刻々に悪化して來た。一七七五年末にはレキシントンの戦ひが行はれる迄に事態は進展をみたのである。元來イギリスはアメリカ植民地を自國商品の販賣市場となし、又、それを原料資源地として自國の権力下に置き、植民地の商工業の發達の可能性を抑へ、それに依つて自國の商工業を競争から免れさせようとした。

アメリカ植民地に於ける商工業の發達はイギリスの利益に對し、大きな障碍となりだした。イギリスはアメリカ植民地をイギリスの直接的從屬下に置く爲めに、幾多の法律を發布した。此等の法律に依れば、植民地は唯イギリスの船に積んで來たイギリス商品のみを受取り得ることとなつた。アメリカ産の原料はイギリスに對してのみ輸出し得ることとなつた。その上植民地では原料の加工が禁ぜられた。之等に對する植民地側の鬭争は西印度、スペイン、ポルトガル等に對する激しい密貿易となつて現れた。後にこの鬭争は非常に尖鋭化した。他面、フランスとの數多の戦争の爲めに第十八世紀の中頃に至り、英國財政は困難な地位に陥つた。これは植民地壓迫を一層加重せしめた。植民地は英國商品のポイコットを以て之に應へた。イギリスは總督の權力を強め、北米に軍隊を送り、各植民地に戒嚴令を布いた。植民地に殘されたる道は獨立あるのみとなつた。一七七五年第二回植民地代表會議が開かれた。この會議は英國との斷交を決し、自分等の貨幣を作り軍隊を作つた。この軍隊の先頭に立つた者が、植民地會議の代表の一人ジョージ・ワシントンであつた。(註)

(註) ボチヤロフオアシヤ世界史教程三七頁。

この大陸會議に於ける一挿話は、正に記憶すべきものがある。代表者等は丁度受取つた恐るべき報知(それはレキシントンの鬭争に關するものであつた)を前にして默然としてゐたが、遂にフランクリンが口を切つた「結局どうしたら良いのか。英國を説いて、内閣を變へ、租税を軽減せしむるか、それとも又……」流石に勇敢なるこの鬭士も「獨立」といふ言葉を口籠つた。この重大な時にペインが入つて來た。フランクリンは彼を導いて席に就かした。ペインはその室の重くするしい沈黙の原因を覺るや、決然として言つた。「アメリカ諸州は英國から獨立せねばならぬ。之が唯一の道である」代表達は一齊に立上つた。ペインは尙も語を續けてアメリカの輝ける將來を説き、

この大陸が細爾たる一小島の支配下に在ることの不當を力説した。ワシントンは彼の前に歩みより、その双手を握つて、この意見を書物にして公刊すべき事を求めた。ペインは直ちにその居室に歸つて筆を採り、一切を忘れて只管にその仕事を續け、その年の十二月には「如何なる時代、如何なる國に於ても、紙と活字に依つて、かくの如き効果を齎らせるは稀である」と稱されたる Common Sense が「印刷機から突進した」のである。この書は天賦人權の存在を高唱すると共に、この見地よりして、英國憲法と英國支配との不合理を指摘し、英米問題は最早妥協の余地なく、たゞ「獨立」の一途あるのみと斷じ、而もアメリカの實力は之を爲し得べしと主張せるものである。人は本來自由平等であるのに、如何なる自然的又は宗教的理由をも附し得ざる不平等がある。それは人を國王と臣下とに分つ事である。國王たるものは決して神意の許し給はざる處のものである。況んや英國の如く、世襲制なるに至つて、その不合理は極る。ペインは先づ此の如く主張する事に依りて、アメリカの獨立が、英王に對する忠誠を破るものとの觀念に基く反對論の基礎を奪はむとすると共に、獨立は犯されたるアメリカ民の自然的自由を奪還するに外ならない、事を力説して、獨立の「反逆性」を解消せしめる。併し英國はアメリカの母國ではないか。第二の反對論はかく問ふであらう。否！斷じて否！野獸と雖もその仔を喰ひはしない。野蠻人と雖も、その家族に戰を仕向けはしない。若しイギリスが母國である事が眞實ならば、それこそは却つてイギリスの行動を責むべき筈とならねばならない、だがイギリスは母國ではない。此の新世界は、歐洲の凡ゆる地方からの、迫害されたる自由の愛好者に對する避難所である。彼は母の優しい手から逃れて來たのではなく、怪物の慘忍から逃れて來たのである。若し母國なるものとすれば、全歐洲こそ母國であつて、英國一國ではない。而も英國の暴壓は、常にその最初のアメリカ移民を母國から追出したゞけでなく、その子孫をも、今日、尙、追跡してゐる。

よしんば、アメリカ國民の全部が英人の子孫であつたとしても、それが何だ。零だ、今や吾等の「公然の敵」たる英國には、これ以外の如何なる名も與へられない。妥協は吾等の義務だと主張する事は、本當の茶番狂言だ。英國現王朝の最初の王 William the Conqueror は佛蘭西人だ。英國貴族の半分は佛蘭西から來た者の子孫だ。然らば同じ論理で、英國は佛蘭西に支配されねばならないのか、英國は何等アメリカの利益を計りはしない。否、英國の屬領なるが故に、アメリカは西班牙や佛蘭西と相敵視せねばならぬ。然るにアメリカ自身からみれば、之は全く有害無益な事である。吾等の望む所は商業である。それは吾等に平和と全歐洲の友好とを與へるであらう。何故ならば、アメリカが自由の港であることは、全歐洲の利益だからである。最も執心なる妥協論者に對し、余は斷呼として挑戦する。此の大陸が英國と結合することに依つて、一つの利益でも得られるか。あらば示して見よ、余は挑戦を反復する。たゞの一つでも無いと。吾等の穀物は歐洲の如何なる市場でも賣れるのだ。

之に反し、英國との結合から受ける損失と不利益とは無數である。之あるが爲めに、歐洲に於ける争ひに引込まれ、之れ無くば吾等に友好を求むべく、吾等も亦何等の憤怒をも感ぜざる國々と不和にならねばならぬ、歐洲は吾が貿易の市場であるのに、その如何なる部分とも結合する事を禁じられてゐる。吾々自身並びに全人類に對する吾等の義務は英國との斷行を啓示する。

正しく自然なる凡ゆる事物は、分離を主張する、慘殺されたる者の血潮は叫ぶ *It is time to part!* 神が英蘭とアメリカとを遠く隔てた事は、その一が他に對して及ぼす權威が、神意に非ざる事の強い證據である。又、英國が此の大陸を支配してゐる政治形態は、早晚その終末に面すべきものである。吾等は吾等が子孫に遺すべきものを、かゝるものに、安んじて托しては置けなす。

余は徒らに人を憤らしむる事を好まないものであるが、今日妥協論を鼓吹する人々は、利害關係を有する者か、弱者か、偏見を持つ者か、若しくは「溫和」な人々だ、第一の者は以て信ずるに足らず、第二の者は事態を會得し得ざるものであり、第三の者は會得せんと欲せざる者である。第四の者は歐洲をその當然の價値よりも高く評價するものである。

凡ゆる平和的手段は、今日まで無效に終つてゐる。徒らに請願を反復することは、國王の見榮と倨傲とを増すに過ぎない。分離に依つてのみ、吾等は子孫を彼等の慘虐な手から救ひ得る。

自らを護り得ざる小島ならば、王國の保護の下に在ることは適しいが、反對に、大陸が小島に支配されることは何としても不合理である。

吾等は單なる誇から、或は黨派的動機から、或は憤滿から、分離を主張し、獨立を主張するのではない。かくすることが大陸の眞の利益である事を、明白に確信すればこそである。こゝに至らざるものは、盡く、永續的な福祉を作り得ない。それこそは吾等の子孫を劍の下に置き、今一步の前進が此の大陸を世界の榮譽たらしめる正にその時に、恐怖逡巡する事である。ブリテンが些かも妥協の色を示してゐないからには、この大陸が承認するの價値ある條件も、將又、既に吾等が流せる血潮と、費せる財寶とに匹敵する道を得られない事は、確かである。既に幾千の人が英國の蠻行の下に滅んで行つた。尙、幾千の人が同じ運命に苦しむであらう。これ等の人は未だ苦惱を経験せざる吾等とは、異なる感情を有してゐるであらう。彼等が現に有する總ては「自由」である。嘗て彼等が享受せるものは、既に犠牲にされて了つた。最早失ふべき何物をも有せざる彼等は、屈從を恥とする。

而して實にアメリカは、その獨立を維持するに充分なる力を有してゐる。地球上如何なる國と雖も、この國の如

く幸運なる地位を占めるものはない。鑑隊を作るべき木材、鐵及び綱索はその産する處である。海外に何物をも仰ぐの要がない、その他、國防に必要な總てのものは、この國に豊かである。

而もアメリカは今や青年期である。人口は團結するに適當なる大いさである。産業の發達は國民の軍事的精神を減退せしむる程度に至つてゐない。この時を逸するならば、獨立は却つて困難となり、或は永久に之を失ふであらう。多くの國民は機會を逸したるが爲めに、その征服者に屈服するを余儀なくされてゐると。(註)

(註) Thomas Paine Common Sense

トーマス・ペインの個々の認識や議論が正しいか否かには問題があつたらう。だが、あの時こそアメリカ植民地が、立つて獨立すべきの秋であつたことは、眞實であつた。英國の壓制は殆んどその極に達して居つたと云へよう。アメリカの經濟力は之に抵抗する迄に發展して居たと云へよう。併し革命の物質的條件が備つても、之を革命そのものへまで盛上げるものは革命的精神である。ペインの筆はこの精神に火を點じ薪を投じたのである。

アメリカ革命の道は實に茨の道であつた。俄作りの革命軍を以て、訓練のある、戦争に慣れた英國軍を防がなければならなかつたが植民地軍は軍事技術を直接戰場で學びつゝ戰つた。勝敗は相半ばした。ワシントンでさへ、半ば裸な、半ば餓えたる意氣阻喪せる軍隊が、解體して了ふかも知れないと、考へた事もあつた。だがこの革命的筆者はその進軍を続け、野營の燈の下に次ぎ次ぎと短篇の筆を止めなかつた。之が「The Crisis」である「今や人の魂を試すの秋である。懦弱な兵士や張子の愛國者はこの危機に面して尻込みし、祖國への努めを放棄するであらう。だが、今、之に堪える者は凡ての男子、凡ての婦人の愛と感謝に値する。暴政は、地獄の如く、容易に征服は出来ないが、だが闘争が激しければ激しいだけ、勝利も亦輝くのだ。これこそは吾々の慰藉である」と。(註)「人の

魂を試すの秋だ」この言葉は Trerion の戰に於ける合言葉となり、ワシントン自身も佩劍にペインのペンを附けて居た、一七八三年、遂に英國はアメリカの獨立を承認せざるを得なくなつた。「占領した土地や掠奪した利潤の分け前の爲めの、王、地主、資本家間の争ひから起る非常に多くの戦争中にあつて、極稀な、偉大なる、眞に解放的な、眞に革命的な戦争」であり「アメリカを抑壓し植民地的奴隷状態に押込めるイギリスの強盜に對するアメリカ民衆の戦争」である處の獨立戦争は終つた。(註)

(註一) The Crisis. No. 1. December 23, 1776.

(註二) ボチャロフヨアニアニ世界史教程三九頁。

一七七年四月十九日議會はペインを外務委員會の secretary に選任したが、七九年一月に議會との間に誤解を生じ、自らその職を辭した。これは Silas Deane なる者の不正行爲を摘發した事に端を發するので、この Deane なる人物は、フランスから軍需品の供給を受ける爲めに、巴里に派遣されてゐたが、その間に不正を働かうとしたのである。之をペインが新聞に曝いた譯である。アメリカ國民は彼を賞讃し感謝したが、この軍需品供給は秘密契約であつたが爲めに、右の曝露記事はフランス側の憤慨を買ふに到り、之を緩和せんとして、合衆國議員の一人はペイン被免の動議を、ペイン欠席の會議に提出した。之は成立しなかつたが、之を聞いてペインは辯明を許されたい旨を議會に乞ふた。Lawrence 氏亦ペイン爲めに、同趣旨の動議を出したが、否決された。翌日ペインはその職を擲ち、書を送つて曰く「余は自由人としての余の性質よりみて、辯明を許されずして非難される事を、忍ぶ事が出来ない。故にこの性質を保持し、その権利を維持する爲めに、余の職を辭する事が義務だと考へる。故に余は辭職する」と。職を失つたペインは、私益の爲めに筆を把ることを憚らして、フィラデルフィアの辯護士 Biddle の秘書

と成つた。

一七八一年一月 Lawrence 大佐の切なる望に依り、戦争中年々二百萬スターリングの貸付をフランス政府に交渉する爲めに、氏に同行して巴里に赴き、豫想外の成功を収め、六百萬リールを贈與として贈られ、一千萬リールを貸付金として獲得する事になつた。八六年には、“Dissertations on Government”、“The Affairs of the Bank”、“Paper Money”をフィラデルフィアから出版した。この間にペンシルヴァニア立法議會は五百磅を、ニューヨーク立法議會は土地を、彼の筆硯的功績に對して贈つた。當時のペインは頗る人望があり、その頃の學者、文人、愛國者の大多數の尊敬と友情とを享けてゐた。

ペインは先天的闘士である。既に革命を成就したアメリカは、彼の心を充たすべき舞臺に乏しい。今や彼は母國イギリスの政府を攻撃し、母國そのものを解放せんとする決意を抱き、一七八七年四月フランスに向つて米土を去つた。暫く佛蘭西に滞在したる後、九月三日倫敦に到着した。同年末、“Prospects on the Rubicon”なるパンフレットを出版した。

かゝる間にフランスの状態はいよく緊張し來り、全歐洲の注目する處となつた。ペインが一役買ふべき舞臺の展開は迫りつゝあつた。そして彼は躊躇する事なく其處に飛込んだ。ブルボン王朝の倒壊を目撃し、且つ之を促進すべく巴里に赴いた。居る事一年、バスチーユ勞獄の破壊其他革命の進行を親しく見て、一七九〇年十月歸英した。恰も宜し、エドマンド・バークの Reflection on the French Revolution は出版された。この第十八世紀英國思想家の一流に伍する哲學者は、既にその Vindication of Natural Society (1765) に於て「契約説」と「人權論」に反對することに依つて、その反動思想を示した、彼に従へば、吾人がその裡に存在する處の秩序は、專恣なる契約に依る

のではない。吾々は人間對人間、人間對神の關係に依つて生ずる處の、人類全體に對する義務を有する。一切の契約の力は、却つてこの義務より生ずるものである。而して社會契約に代つて彼が提出せるものは「慣習」であつた。この慣習説は二つの意味を持つ。その一は「在る處のものは正しい」といふ最も反動的なるそれである。デイヴィスの倒壊に對する彼の歡喜、國教の擁護、分離に對する非同情的態度はその具體化である。「慣習」の別の意味は、之を過去と現在の繼續、及び政治的秩序の各部分の連帶性と解することである。この解釋は社會の急激なる改革を拒否する事に於いて反動的である。曰く“All the reformers we have hitherto made, have proceeded upon the principle of reference to antiquity, &c.”

彼も亦英國憲政の讚美者であつた。その有する多くの實踐的短所と弊害とは一時的のものであり、従つて制度そのものゝ改革を行ふ事なくして矯正し得らるべきものであつた。彼は貴族的政治が一大規模な結社政治となり、従つて寡頭政治となり、若しくは自己を國王に賣るに至る可能性を承認した。然も民主的革命には決然として反對した。彼の初期の著作に於いて、選挙人の權威と嚴正を増し、議會の不覇を維持する爲めに、選挙人の減少を主張し、三年議會説に反對した。この反動思想家がフランス大革命に、恐怖と嫌惡とを感じたのは偶然でない。Reflection は先づ Dr. Price の説教を捉へて論難した。このプライスは Wollaston 及び Clarke と共に、第十八世紀に於ける主知派倫理學の代表者たる人である。こゝに彼の倫理思想を詳述することは差控えるが、シャフツベリーやハッチェンソン等が「道德情操」を以て倫理行爲の基礎と見る事に反對し「理性に基く決定こそは、善惡が問題となる時、理性者に於ける唯一の行爲動機であり、唯一の原理であらねばならぬ。本能的慈愛は全く徳の原理たるものでない。それのみより發する如何なる行爲も道德的でない」と論じた。これはカントの道德哲學とその軌を一にする。注意す

べきことは、この時代に在つて先驗哲學の主張者は、屢、革命的政治哲學の主張者たる事であつて、ブライスはその最適なる一例である。政治哲學者としての彼の名聲は、主として、「一冊のパンフレット」と一回の説教とに負ふものである。前者は一七七六年に公刊された *Observations on Civil Liberty and the Justice and Policy of the War with America* である。その廉價版六萬部が忽ち賣盡された事實は、如何にこの一小冊子が社會的貢獻を爲し得たかを、物語るものである。又、一回の説教とは *Revolution Society* の革命百年祭に於ける説教 *Love of our Country* である。この説教はその人の情熱と眞摯——カートライトは彼に贈るに「自由の使徒」の名を以てした——と、そしてその時を得たるとの爲めに、聴衆に深い感動と感銘とを與へた。この感動の故に、遂にバークが鬭争場裡に引出され、*Reflection* を書くことになつたのである。併しブライスの政治思想そのものは、特に卓越せるものではない。彼の政治哲學的諸原理は「或る抽象的な人権」即ち自然権を基礎とする。彼はルソーと共に、完全なる自由が「各人がその「人」に基く投票を行ひ、亦、公的地位に選舉され得る小國家に於てのみ、享受し得る事」を主張した。彼は強い個人主義者で、「一切の政府は、平和の保持と國家の安全が、絶對的に必要とする以上に、又は之以外の事に、權力を濫用する時壓制的たるものである」と宣言した。國民はその「統治者を自ら選み」「非行あらば之を免黜し」「自ら政治を作る」の権利あるものであり、國民に依つて選ばれたる王のみ合法的であることを主張した。バークが斷じて黙過し得ざりしものは、かゝる主張である。「此説を英國の王位に適用するならば、それはナンセンスである。然らずんばそれは最も不健全な、危険な、不法な、そして非立憲的な立場を主張するものである。この精神的な政治學博士に依れば、陛下はその王位を國民の選擇に負ひ給はざるが故に、合法的國王に在らせられない事になる——この新らしい、今日まで聞いた事もない人権宣言は一部の人へのみ屬する。英國民大衆は全く之に與らない。

彼等は斷然之を否定する。彼等はその身命と財産とを擲つて、かゝる學說の實踐的主張に反抗するであらう」と(註)之を出發點としてバークは人権説を基礎とする人民主權説を徹底的に攻撃し、同時にかゝる學說を鼓舞する原因となつてゐるフランス革命に激しい慢罵を加へた。

(註) F. Burke—*Reflections on the Revolution in France* p. 12-14.

今度はペインが憤慨した。溢るゝばかりの革命讚美の念を以てフランスから歸つたペインは、正に好敵手を見出した。厥起せるペインの筆は九一年三月十三日「*The Rights of Man*」, being *An answer to Mr. Burke's attack on the French Revolution*. 第一編となつて現れた。本書は前掲バークの書が誤謬と誇張と妄想とに満てるものである事を、辛辣極る言葉と、自ら見聞せる革命の事實とを以て曝露すると共に、英國憲政に對する國民の首信を打破し以て米佛二國に於けるが如く、英國にも亦革命を齎さんとするものであつた。「英國に憲法なるもの無し」とまで極論した。五月中旬再び渡佛し、七月十三日又倫敦に引返し、八月二十日 *Knatched-House tavern* に開かれたるフランス革命紀念の會合に出席し、その會の發表せる宣言を起草した。今やペインは「人権論」第二編の上梓を準備しつゝあつた。之を探知せる英國政府は版權賣收を企圖せるも、ペインの一蹴に遭ひたる爲め、口實を設けて起訴せんとしたるも、之亦不成功に終り、第二編は九二年一月十六日に刊行された。そして少くとも十萬部は賣れた。その年の夏には「人権論」辯護の爲めに「*Address to the Addressers on the late Proclamation*」出版の用意をした。九月中旬にはカレール地域から國民議會の議員に選舉された。祖國にあつては下級收稅吏以上に成れなかつたペインは、アメリカに在つては *Secretary of Foreign Affairs* となり、フランスに在つては國民議會の議員に選舉された。之が爲めにカレールに赴くべく、ドーヴァーから出發した。幸運にもこの出發に依つて、彼は逮捕を免れたのであつて、實

に彼の出帆後二十分にして、逮捕令が到着したのであつた、そしてこの「亡命」はウキリアム・コベットの手に遺骨として抱かれて歸るまで續いたのであつた。

筆者は英國急進運動研究の一節として、トーマス・ペインを研究するものであるが故に、この最後の出帆までの記述を一段落として、しばらくペインの政治思想の検討に轉ずることは、必ずしも論述の秩序を亂すものではないと思ふ。

第二節 其の政治思想

トーマス・ペインの墓標には

Thomas Paine

Author of "Common Sense"

Died June 8, 1809, aged seventy-two years and five months.

と刻されてゐるが「Common Sense」の著者といふ文字は彼の意思に依るものである。その數多くの著書の中から、特に此書を選んだ事は、永眠の地が合衆國であつたからでもあらうが、亦、この書に對する彼の愛着をみるべきであらう。さらば吾等も亦著者最愛の書を繙かう。

開卷第一頁に見出すものは次の言葉である。「或著者達は社會と政府とを混同し、兩者の間に殆んど又は全く區別を設けない。然るに兩者は單に別個のものたるに止らず、亦、異なる起源を有する。社會は吾等の欲望に依つて作られ、政府は吾等の邪惡に依つて作られる。前者は吾等の愛情を結合して、吾等の幸福を積極的、増進し、後者は吾等の非行を抑制して消極的に貢獻する」と。社會と政府とのかゝる區別は、ペインが政治思想の一礎石である。併し固より之は彼の獨創ではない。例へばデイヴット・ヒュームはその人性論に於いて、同様な思想を明示してゐる。

孤立せる個人は、その多くの必要に應ずべき自然的能力に缺けてゐる。この欠陥は社會に依つてのみ満し得べきものである。政府なるものは甚だ有益なるものではあるが、總ての事情の下に必須なものではない。政府なくして社會を維持することは、不可能ではないと。(註一) スミス、經濟學も亦政府と社會との區別を強調せるものである。いはゞ之は時代思想であつた。ペインに残されたる仕事は、この觀念を革命的結論にまで押進めることであつた(註二) 如何なる過程を通じて之は爲されたのであらうか。

(註一) Hume-Treatise of Human Nature, Pt. II, Bk. III, Sect. viii.

(註二) Elie Halévy-The Growth of Philosophic Radicalism, p. 129.

ペインに従へば、人は自然權(natural right)を有する。自然權なるものは、人がその存在に由つて有する所の權利であつて、神に依つて與へられたものであり、先人より傳承せるものではない。自然權は創造者にその始源を有するものであるが故に、人はこの意味に於て平等なる權利を有するものである。何故ならば創造に關するモーゼの説示に依れば、男と女との區別以外に、如何なる區別をも創造者は爲さなかつたのである。されば自然權の中には、一切の知的權利(intellectual rights or rights of the mind)並びに他人の自取權を害せざる限り、自己の満足と幸福との爲めに個人として行動するの權利が包含される。

此の如き自然權は亦社會權(civil right)の基礎たるものである。社會權とは社會員たる事に依つて人に屬する權利である。凡ゆる社會權は個人の裡に先在する何等かの自然權をその基礎に有するものであるが、この自然權たるや、之を享受せんが爲めには、總ての場合に於て個人の力を以てしては、不充分なる如きものである。安固と保護とに關する一切の權利は、社會權に屬するものである。かゝる説明からして、人が社會を構成せる後にも、尙、保

持する自然権と、社會の一員として、共同のストックの中に投入れたる自然権とを區別するは容易である。

前者の自然権は、之を行使するの力が、權利そのものと等しく、個人に於て完全なものである。例へば宗教はその一である。後者の権はかゝる力の不完全なものであるが故に、之を社會の共同ストックに預け、以て社會と腕を組むのである。(註)

(註) Rights of Man Pt. I. p. 44.

では人は如何にして社會を形成するに至るのであるか。

それは自然が個人の獨力では満たし得ない様々な欲望を人間に與へたからである。「總ての場合に、自然は人間の自然的欲望をして、その個人的力量よりも大ならしめた。何人と雖も、社會の援助なくして、その欲望を満し得ない。這般の欲望は凡ゆる個人に働きかけて、恰も重方が中心に働くと全く等しく、彼等の全體をば社會に強制する」(註)

(註) Rights of Man. Pt. II. Chap. I.

併しこれだけではない。もう一つのもは社會的感情(Social affections)だ「自然は人間の中に社會的感情を植付けた。これは人の存在には必要ではないが、その幸福には欠くべからざるものである。人の生涯を通じて、この社會愛の働きが止まる時期はない。それは吾等の存在と終始を共にする」と(註)。

(註) *ibid.*

右の所説が自然主義を基調とすることは云ふまでもないが、之と併行して、又は之と混合して、功利主義的觀念が見出されることを注意せねばならぬ。總ての自然権は「自然」に依つて與へられたものであるが、人間に於ては「自

己の満足と幸福との爲めに行動する權利」となつて現れる。社會權に至つては、功利主義的色彩は更に濃厚である。それは全く他人の援助によつて自己の欲望を充足せんとするところから發してゐると解釋されて居る。社會生活は「人間の自然的衝動と並びに相互的利益から營まれる」この意味に於いて「人は社會的生物である」

E. HALEY はペインの思想の裡に功利主義特にヘンサムの思想に等しいものを見出すことが著しい。兩者の比較は之を別の機會に譲るが、人權宣言第一編に比べて、第二編が遙に多く功利主義的思想を包含する事は HALEY 所説の通りである。兩者の間には約十ヶ月の日時が介在するが、かゝる短時日の間にペインの思想が變つて來たと主張する事は困難であつて、寧ろ第一編と第二編との執筆目的の相違が、かゝる結果を生むたと解するが正當であらう。即ち、第一編はその副題が示すが如く「パーク氏のフランス革命攻撃に對する應戰」を目的とする。パークの攻撃は極く大雑把に云へば、二つの方面に加へられてゐる。その一はフランス革命の理論的表現たる、天賦人權説を基礎とする政治理論に對する反撃であり、その二は革命の現實過程に對する攻撃である。後者に就いては、之を駁するにペインは不便を感じない。彼はフランス革命の目撃者である。而もアメリカ革命の發端から終了まで戦ひ抜いて、革命の何たるかを熟知せる目撃者である。多少誇張すれば、HALEY の言ふが如く、彼以上に適當なフランス革命史家はゐないとさへも云へよう。事實、彼は人權論第一編に於いて、その目撃せる事實によりて、パークの革命への批難を反駁してゐる。併し理論的方面ではさうは行かぬ。學名一世に高かりしパークと精細なる理論闘争を行ふ事は、ペインの學殖を以てしては、甚だしく不利であり、亦、ペインの性格とも合致しない。彼の得意は事物の核心を捉へ、之を溢るゝ熱情を以て端的に表現し、直接に人の心情に訴へる事である。パークの著書の社會的影響を打消す事を目的とせる第一編に於て、彼が論争の中心を自然権の存否に置いた事は、確に當を得たもので

あつた。然るに第二編はバーク攻撃を主目的とはしてゐない。第一編の實行とバークの沈黙とは、彼に勝利を確信せしむるに充分であつた。今や彼の目的は第一編の所論を敷衍し、具體化して、之を人々の理性的信念にまで深める事であつた。されば副題も、亦「原理と實踐との結合」となつてゐる。凡そ人間社會の制度の可否を論ずるに、之が單に理論的要求に發せるものならば知らず、苟くも具體的實踐的目的を以て爲される以上、必ず制度の利害如何が問題とならざるを得ない。然らば功利主義的思想が第二編に多く現れたのは、自然の數と言はねばならぬ。さて、次には這般の原則から、政府論が引出される。

凡そ政府なるものは、三つの原因から生ずる。其の一は迷信であり、その二は權力であり而してその三は、社會の共通的利害及び人の共通的利害である。僧侶政治及び英國政府は夫々(一)及び(二)に該當する。第三に屬するものは、個人自身がその一身に屬する主權に於いて、互に政府を作る約束をするのであつて、かくの如きもののみが眞正なる政府である(註)併し政府に關する明白なる觀念を得るには、更に憲法とは何かを知らなければならぬ。

(註) Rights of Man. Pt. I. p. 48.

憲法とは civil government の完全なる組織に關する一切と、而して據つて以て政府が行動すべき原則、及び政府が束縛される原則を包含するものである。従つてそれは政府に先行すべきものである。實に憲法が政府に對するは、法が法廷に對するが如きものである。判官が所與の法に準據して裁判を行ふ如く、政府は憲法の命する處に従つてのみ行動し得るものである。されば判官が自ら法を構成し得ざるが如く、政府自ら憲法を作り、又は之を變更するを得ない。故に「先年ピット氏が議會に提出せる議會改革案は、誤れる原理に立つものである」議會は自己を變更する權限を有しない。改革の權利はその始源的性質に於ける國民に存するのであり、之が立憲的方法是は、かゝる

目的の爲めに選ばれたる國民一般の會合に據るの方法であらうと。(註)かくの如き所説は議會代理論の極端なるものであり、急進運動の大眼目たる「外からの議會支配」の最も徹底せるものである。

(註) ibid. p. 51.

這般の一般的理論を以て、英國政體を批判する時、如何なる結論に到達するか。

英國の政體は議會を有する世襲君主制即ち「混合政府」(mixed government)と稱せらるべきものである。批判はこの世襲王制に向けられる。英國王制の始源は William of Normandy の「英蘭征服」に見出される。「征服」を起源とする政府が tyranny であり、自己統治者を自ら選ぶべき國民の自然權に對する侵犯たることは、論ずるまでもない。この侵犯は「世襲制」たることに依つて一層加重される。假りに最初の王が國民の自由なる意思に依つて作られたとしても、それが次代の國民の意思如何に拘らず繼續されることは、次代の國民が有する自然權の侵犯である。英國々民はその自然權に於いて、自らの統治者を選び、之に非行あらば免黜し、且つ國民自ら政府を作るの權利を有するのであるが、エドマンド・バーク氏は英國民のかゝる權利を否定する。その論據とする處は一六八八年に於ける William 及び Mary に對する議會宣言である。宣言に曰く「The lords spiritual and temporal, and commons, do in the name of the people aforesaid most humbly and faithfully submit themselves, their heirs and posterity for ever 又バーク氏は他の一法令に於ける一節を援用する「bind us, our heirs and our posterity, to them, their heirs and posterity, to the end of time. として言ふのに」たとへ革命以前に英國々人 (the people of England) がかゝる權利を有したとしても、かの革命の時に、自ら及び子孫に對し、永久に之を放棄したのである」と。

洵に一六八八年の議會は自ら及び選舉民に對し爲すの權利もあり、亦、爲すべきでもあつた事を行つた。然るに

代理に依つて有するかゝる權利に加ふるに、その子孫をば永久に束縛し制規する權利をも、勝手に設定した。前者の權利は當然認められるが、後者のそれは斷じて許し難い。凡ゆる時代、凡ゆる世代が、自己の爲めに行動する事は常に自由である。併し次代を統制し束縛せんとする如きは、次代の自然權を侵犯する事甚しいものであり、最も激しい壓制である。されば一六八八年の宣言の中、後代に關する部分は、その權利なきに行へるものである。従つてそれは後代を束縛するの力なきものである。

之を具體的に考へても、世襲王制なるものは不合理である。凡そ一國の統治者はその國民各般の事情に精通して居なければならぬが、王は常に國民と隔絶してゐる。世襲制に至つては、その不合理は一層甚しい。世襲的數學者といふことが無意味なるごとく、世襲王制なるものも無意味である。國の最も賢明なる者に依つて統治はなされるべきであるのに、世襲は賢愚に拘らず、當初の王の子孫を王位に就かしめる。王制は又、常に政治的腐敗を伴ふものである。これは各般の官職年金等を授與する權利を王が有する爲めに、之を好餌として、王はその奢侈生活を維持し擴張する。その結果は重税となつて現れる。

國王のかゝる專恣を阻止する爲めに、英國は議會を有すると主張されるが、この主張は、絶對權への欲望が國王の自然な病であること、及び、平民は王よりも賢明又は信頼に値するといふ事を前提としてゐる。否！抑、平民が抑止せねばならぬ様な權力が、何故、王に與へられたかといふ事になる。而も實際に於て上院なるものは貴族的壓制の殘存物であり、僅に下院のみが英國々民の自由を防護する機關である筈であるが、その代議士は少數の、時には二三人の選舉民に依つて選出されてゐる。議席は公然と賣買されてゐる。それ故に形式上は議會があるけれども、王は惟り上院のみならず、下院をもその意思の下に置くことが出来る。英國民は絶對王制に戸を閉ぢたけれども、

之を開く鍵を王に與へるの愚を爲したのである。王の意思が「法」たるは、英國に在つても、佛蘭西と異なる處はないのであるが、英國王が土耳其王の如くに壓制的でないのは、國民の構成に依るのであつて、決して政治の構成に依るのではない。更に嚴格なる批判を以てすれば、元來、英國には眞の憲法なるものが存在しないと云はなければならぬ。英國憲法は英國政府に先つて存在しなければならぬのに、事實は憲法に先つて政府が存在したのである。人は大憲章を以て憲法と考へるかも知れないが、それは非常な誤りである。マグナ・カルタなるものは、強奪された權利の一部を取戻したものに外ならない *Bill of Rights* は政府の各部分がその權限を分け合つたものであつて、國民の權利に就いては、請願權が認められたに過ぎない。かくの如きは斷じて憲法ではない、英國民が憲法と信じて居るものは、壓制を緩和せんとせる道般の努力に過ぎないと。

英國憲法の此の如き不合理に比して、羨むべきは米佛のそれである。

米國憲法の成立をみるには、先づ各州政府の成立を觀ねばならぬ。之をペンシルヴニア州の例を以て示さんに、對米鬭争の開始以來、州内の各地は委員會を選舉してゐたが、政府建設の必要を生ずるや、一所に會合し、事態を宣明し且つ各個の地方に向つて、憲法起草の爲めに、代表を選舉せんことを要請した。自ら憲法起草の事に従事しなかつたのは、その目的の爲めに選舉されなかつたからである。憲法起草の會議はベンジャミン・フランクリン司會の下に開かれて、之が草案を得るや、一定の期間を附して之を公告し、一般の賛否を問うた。右公告期間が終了し、一般の賛成が明かとなつたので、初めて之は正式の憲法として成立した。この憲法の如何なる條項と雖も、政府に依つて變更せらるゝを得ない。而も憲法中に將來發見さるべき事ある欠陥を改め、亦、事情の變化に應ずる爲め、七ヶ年毎に憲法修正會議が選舉されることになつた。

合衆國憲法制定の手續も同様で特にこの爲めに選ばれたる會合に依つて原案が作られ、公告され、各州の同意を得て初めてそれは正式のものとなつたのである。洵にペインの所見に合致した制定手續であるが、本來ペインの所説そのものが、このアメリカ憲法制定の事實から生れたものではなからうかといふ事が考へられる。アメリカ憲法制定前の著書即ち「Common Sense」及び「Crisis」には先に述べたる如き「憲法論」は説かれてゐない。否「憲法問題」がそも／＼採上げられてゐない。前書が獨立思想のアヂを目的として書かれ後者が戦時に於ける士氣鼓舞を目的とするものであり、且つ「獨立」の能否が問題となつて居た時代で、未だ「憲法制定」の如きが當面の問題となつてゐなかつたから、前記二著に於ける憲法論の欠如を以て、直ちにペイン自身に於ける、かゝる欠如と解する事は早率の譏なしとしないが、然もアメリカ渡行前に於けるペインの經歷及び學歴を考慮するならば、彼の憲法論を以てアメリカ産だと斷定する事は、他に之を覆すべき證據の見出されざる限り、大いに不當とは言ひ難いと思ふ。

アメリカ生れの憲法論はフランスで成長した。先づNational Assemblyは立法的權力として國民に依つて選ばれたものである。the personal social compactである。その代表者達は始源的性質に於ける國民を代理するものである。されば現在のAssemblyの權限と、將來作らるべきAssemblyの權限とは異なる。現在のそれは憲法を作ることであり、將來のそれは憲法に定められたる原則及び形式に準據して、立法することである。而して選舉權は年六十スウの租税を支拂ふ者に與へられる。この規定に對し、ペインは異議を申立てるべきではなからうか。天賦人權の行使が、課税に依つて阻まれることは正しいであらうか。然るにペインは「パーク氏は如何なる規定(英國憲法史の)を以て、之に對抗せしめるか」と言つて、寧ろ之を誇つてゐる様である。だが當時の思想に於てはこれは矛盾とは考へられなかつた。「改革の父」であり、同じくアメリカの門を通じて急進運動に突入せる Mayor John Carrignt はその政綱

中に「普通選舉」を掲げてゐるが、それは高い財産制限を附せられたものであり、後、之を緩和したけれども、遂に財産制限を撤廢するには到らなかつた。近代的意義に於けるプロレタリアートの發展が未だ存在しなかつた當時に於て、之は當然であつた。之が爲めにはチャーチスト運動の時まで待たねばならぬ。

フランス憲法は選舉人の數に比例して代表數を定めることになつてゐる。パーク氏は之に對抗する如何なる規定を擧げるか」と再びペインは之を誇つてゐる。腐朽選舉區や懷中選舉區の多かつた英國選舉區に對し、フランス憲法の規定は、多大の實感を以て迫れるものである。

特に重要な事は、國王と主權とが、フランス憲法に於て、區別されてゐる事である。それは王の地位を以て一の官職と考へ、主權は之を國民に置いてゐる。さればフランス憲法に在つては、國民なる名は國王の前に置かれる。之れ人權宣言第三條に基くものたるは、言ふ迄もない。この當然の結果として、「立法」は行政に先行する。法は王に先行する。La Loi, Le Roi. さればフランス王は、英國王が My Parliament と言ふ如くに、my assembly とは呼ばない。National Assembly の議長も亦、國王に對し英國下院議長が爲すが如くに to grant to the Assembly liberty of speech を乞ふ事はしない。言論は人の自然權に屬する。之を用ゐる事は National Assembly の義務であるといふ事になつてゐる。

フランス憲法には貴族院なるものはなし。ラファエットは英國上院を a corporation of aristocracy と呼んだ。フランス憲法は僧侶の地位を改革し十分一税を廢止し toleration も intolerance も不認して universal right of conscience を樹立した。之と關聯して「國家と教會」の關係をどうするかの問題があり、パークは教會と國家とを常に結合すべきを主張し National Assembly が之を行はなかつた事を非難した。之に對してペインは兩者の分離を

主張する。總ての宗教はその本質に於て温和であり、道德の原則と結合せるものである。然るに國家と結合するに至つて、別個の相を呈するに至つた、かのスペインの宗教裁判は本來の宗教から發せずして、國家と教會との間に生れたる Church established by law と稱せらるゝ、雜種動物から生じたものである。英國國民の間に怨恨と無教とを新たならしめ、クエイカー教徒と及び分難派と稱せられる人々を、アメリカに逐やつたものは、この奇妙な動物が英國に生れた事であつた。國法に依る教會設立をやめよ、然らば凡ゆる宗教はその當初の温和を取戻すであらう。アメリカに於ては、カソリックの僧侶もエビスコパリアンの牧師も、皆良き市民であり、隣人である。これはアメリカに國立教會なるものが無いからと言はざるを得ないと。

英國憲政にその腐朽をみ、米佛二國にその新生の光輝をみたるトーマス・ペインは、斷固たる英國憲政の革新を主張せざるを得なかつた。

ペインは言ふ。アメリカ及びフランスの革命以來政治組織に關する世界の意見は變化してゐる。主制的世襲的政府の下に在る國民の不良なる状態をみる時、かゝる制度が有害なるものであり、政府の原則及び構成に於ける一般的革命の必要が明かとなるのである。然るに從來革命と稱せられたるものは、人の變更か又は地方的事情の變更に過ぎなかつた。それ等は發生し、當然の事の如く、倒れて行つた。そしてそれが發生した場所以外にまで及ぶべき影響を有しなかつた。然るに今やアメリカ及びフランスの革命から、世界に見出す處のものは、事物の自然的秩序の革新であり、人の存在の如くに普遍的にして、且つ政治的幸福並びに國民的繁榮と道德とを結合せる一組織である。今日尙存在する政府の形式と原則とが、之が設立されたる時の世界の事情に適合せるや否やは、この場合問題でない。たゞそれ等が古ければ古い程、現状との一致を欠く事は、いよゝ大である。時、事情及び意見の變化は

風俗習慣に基礎を置く政府の型式を陳腐ならしめる。國民の繁榮を最も良く増進すべき農業、商業、工業等は從來のものが要求せるとは別個の政治組織と、之を運用すべき別個の智識とを要求すると。

人類の開明なる状態を以てみれば、世襲的政府がその倒壊に瀕し、國民的主權の廣汎なる基礎に立つ革命と、代表に依る政府が、歐洲に進行つゝある事を認識するは困難でない。さればそれ等の接近を豫見し、理性と調和とに依つて革命を作り出すことは、之を激動の發生に委すことよりは、遂に賢明なる行爲であると。總ての革命思想家と等しく、ペインも亦革命の到來を、早いものと信じてゐた。腐敗せる英國政府の如きは、七年位で倒れるであらうと稱してゐる。

その跡にペインが採用せんとするものは、一院制度を有する共和制である。併し彼は之をレパブリックとは、況んやデモクラシーとは呼ばない。デモクラシーとは、ペインの所言から推測するに、民衆の直接支配(代議制なき)を言ふものであり、レパブリックとは本來 public thing と言ふ事があつて、何等一定の政治形態を意味しないと云ふ。従つてペインは自己の主張する政府を單に representative government と呼ぶ。

此の如き政治思想は、彼を「急進論者」と呼ぶに充分であるか否か。

凡そ急進論の基礎には、常にロック的哲學が横つてゐる。政府なるものは、何等かの意味に於て、契約又は同意に基づくものと考へられてゐる。選舉權は自然權の發動として、萬人に屬するものと考へられた(實踐的には必ずしも萬人ではない)そしてその最大なる主張は「外からの議會支配」であつた。ペインの思想は之を包含する。否特にその色彩は濃厚であつた。實にペインは第十八世紀急進論の特色を、非常な程度で、示して居た。彼は理性が自由に展び、社會の裡に浸透するならば、そは人類を支配し、結局は之を幸福なる状態に導き得るの力あるを信じた。

それ故に彼は樂觀的傾向を多分に有して居た。そして社會的政治的革命的急進なる接近を信じて居た。抽象的自然權の信者なる彼は、そして革命家なる彼は、歴史と傳統と慣習とを輕視した。Telo. 及び Cartright と等しく、常備軍を忌み、兵營は壓制的だと攻撃した(註)

(註) Kent-English Radicals p. 117.

されば彼を以て急進論者と看做すことは不當ではない。だが併し、彼は爾余の急進論者の多くよりも、一層急進的であつた。その一は英國憲法の改正よりも一步を進めて、新しく之を作ることと主張せる事であり、その二は共和制の主張である。急進論は眼前に英國憲政の腐敗をみつゝあるに拘らず、尙、英國憲法の信者であつた。「執拗な生一本な急進論者」たるカートライトでさへさうであつた。彼はアメリカ革命を肯定し、そのイデオロギーたる自然權の觀念を採用したが、同時にそれは「吾が憲法の精神である」と。アメリカの獨立の到來は、その反亂の故に非ずして、「吾が測り知れぬ尊き憲法」の下に於ける、アメリカ植民地發展の結果であると考へられた。この點、英國に憲法なし」と叫べるペインと著るしい對照を爲してゐる。併しペインの議會及び憲法論難も、之等を廢棄して獨裁的政治を行はむとする如きものに非ずして、新しき憲法新しき議會を以て、之に代へむとするに外ならない。その代議論は先に一言せる如く、「議會代理論」の最も徹底せるものである。彼が憲法制定の手續の範例として掲げたる、ペンシルヴァニア州憲法制定の實例をみよ、憲法會議は單に憲法起草せるのみであつて、之を決定するの權限を有しない。その權限は國民が之を有する。之に對する讚美は前進せる「代理論」に外ならない。彼は亦共和論者であつた。本來、急進論者は必ずしも共和論者ではないが、急進論の基礎たる自然權論は之を憚る處なく押進めれば、共和論に到着するの可能性を有する。されば當時に於ては、共和論者と急進論者とは、屢、交錯して居る。一七六九

年以後に於ては、公然たる共和論者は常に激烈なる急進論者であつた。彼等の中、最も特筆すべき者は Mrs. Catherine Mauley で、その論敵ジョンソン博士が「天國にも王制がある」と彼女に語つた時、彼女は決然として答へた「それならば妾は天國に行き度くない」と。その他 Thomas Hollis, Thomas Day 等が居た Thomas Paine も同じ流に掉さす一人であつた。ケントの言ふが如く、彼は非常な個人主義者であつたが、併し果して「後世の無政府主義哲學の正統な直系的な祖先」であつたどうかは、遽に斷定し難い。洵に政府は害悪であると看做されたけれども、然もそれは necessary であると考へられた。政府なき社會の存在はその社會が小範圍のものに限られる事が述べられてゐる。筆者を以てみれば、彼の個人主義は第十八世紀後半に一般なるものである。ケントの所言が彼に適用せられ得るものであるならば、それは亦等しく、同時代の多くの思想家達にも、例へばアダム・スミスにも、適用され得るものであると云へよう、寧ろ反對に、ペインには無政府主義哲學は之を見出し得ないと云ひ得る。彼が單に當時の政府を攻撃するに止らずして、進んで共和制的政府を主張せる事は、その一論證たるべく、亦彼が相當詳細なる税制改革論を公表してゐる事も、他の一論證となるに足るであらう。急進論は無政府主義の兄弟ではあつたかも知れないが、その父母ではなかつた。この事は急進論の本質を考へてみれば、直ちに了解される。それは民衆に依る政治支配獲得の運動であつて、斷じて「政治否定」の運動ではない。抽象的に考へれば、自然權の存在に就いての信念を基礎とし、理性に多大の信頼を置く處の「急進思想」は、一步進めばゴドヴパンに到達する筈であるが、現實的には、この一步を、決して急進思想は踏出しはしない。踏出せば急進「思想」は急進「運動」から遊離する。そして思想の「本質」が變つて了ふ。

第三節 フランスへの亡命

再びペインの生涯を。

禮砲の響はカレール市民に、この著名なる外國人の到着を知らせた。彼が受けたる歓迎は、王者も亦誇るべき様なものであつた。カレール守備隊はこの「自由の友」を迎へるべく武装した。三色の帽章は市長に依つて贈られ、町第一の麗人は之をペインの帽子に付した。その夜、町當局及び Constitutional society 會長に招請されて、その society の會合に出席した。聴衆は堂に溢れ、ペインは人々を掻きわけて、やうやく定めの席に就く事が出来た。彼の席の上方にはミラボールの半身像が懸けられ、英・米・佛の三國旗が飾られてあつた。やがて彼の代表任命が正式にアナウンスされるや、たゞ Vive la nation! Vive Thomas Paine! の叫びは起り、數分間耳も聳するばかりであつた。彼が劇場に行くや「人權論」の著者の爲めに、特別席が設けられてあつた。ペインは更に Abbeville, Beauvais, Versailles の代表に選ばれたけれども、カレール市民が最初であつたので、依然彼はその代表として留つた。National Assembly の一員として巴里に赴く途中も、亦、熱狂に近い歓迎を各地で受けたのであつた。巴里到着後間もなく、新憲法起草員に選ばれた。ペインがこの重要な仕事を爲しつゝある間に、英國政府はペインが弘布せる「有害なる」原則を破碎するに、汲々たるものがあつた。「人權論」販賣者は處罰され、著者ペインも法廷に於て、有罪の宣告を受けた。辯護士は有名なアイスキングであつたが、その辯論をペインは評して「彼の爲めには良い演説であつたが、人權論の擁護としては、洵に貧弱なものだつた」と言つてゐる。

一七九二年七月二十五日ブルンスヴィック公は宣言を發し、聯合軍は王家に對する待遇の廉を以て、national assembly に對し、最も恐るべき打撃を與ふる事に決したること、而も場合に依つては、パリをも馬蹄に蹂躪すべしと威嚇した。この宣言は國民を狂暴ならしめ、棄鉢的行爲に向はしめた。遂に國王の死刑を目的とする一派が、

convention の中に作られるに至つた。ペインは之を防止する爲めに、凡ゆる努力を行つた。遂に國王は査問にかけられ、死刑の宣告を受けた。このルキ十六世査問の可否に關しては、ペインは査問執行論であつた。之は「フランス政府の不信と腐敗と醜行とを、世界に立證せん爲めであつた」。そしてルキ十六世は死刑の宣告を受けた。併しこの宣告を實行すべきや否やが問題となつた時、ペインは立上つた。そして之に反對した。その演説は吾等の心を打つものがある。

「絶對王制に對する余の憎惡は既に人の知る處であり、余の生命のある限り、消ゆることなきものである。フランス政府の無数の罪惡は査問會に依つて立證された。併し乍ら若しルキにして低き身分の者に生れ、慈愛深き近隣の裡に生活したとするならば、かくの如き不徳を示しはしなかつたであらう。余はルキの國外逃亡を企て、連戻された事實を目撃した。そして憲法會議が再び彼を王位に即かした事を見ては、余は驚愕し、之を阻まんとして出来得る限りの努力をした。當時それは無効に歸して了つたが、今やそれは幸ひに實行された。國民は王位を打倒した。決して、決して再び起つ能はざるまでに。そしてルキを法廷に立たしめ、世界の面前に於いてその非行を曝いた。今や殘る問題は、この男をどうするかといふ事だけである。余は余の感ずる處を率直に言はう。彼に再び大權を與へたるの愚行を省る時、余は不幸なる囚人ルキよりも、憲法會議を非難したい。

併し他の總ての事を離れても、彼の生涯に、たゞ一つの偉大なる善事を行つてゐる。それはアメリカの獨立を援助せることである。それは彼の罪を少くとも輕からしむるに足るものである。願はくば合衆國を彼の避難所たらしめよ。

從來、邪惡なる政府は國民を慘酷な手段を以て處刑した。それは永らくの間、國民を苦しみ苛責むだ。今や彼等に

代つて、それと寸分違はざる惨行を壓制者に報復せんとするのであるか。フランスは歐洲の諸國中にあつて政府改革の先頭を切つた。願はくは、亦、死刑を廢止し、之に代ふべき、より温和にして、より有效なる手段を發見する事に於ても、その嚆矢とならむ事を」と。

熱烈なる革命の闘士は、亦、限りなき人間愛の所有者であつた。否、人間愛の使徒であり戦士であつた。かの時にあつてル半の「偉大なる善事」を叫び、憲法會議を非難する事は、生命を賭してのみ言ひ得る事だからである。果せるかな、革命派の左翼の間には、彼に對する憎悪が捲起つて來た。ペインの身邊には、次第に危険が迫りつゝあつた。ペイン自身もこの事を知つて居た。第一の壓迫は、英國生れの佛蘭西在住者捕縛令に依つて、加へられんとした。併し彼は Convention の一員であり、且つ「フランスの市民」となつてゐたので、之を免れる事が出來た。然るに次いで Bourdon de l'Oise の動議に依つて、一切の外國人は Convention から除外される事になつた。動議提出者の演説は、明かにペインを指すものであつた。除外が行はれるや否や、直ちに公安委員會は、前記の法令によつてペインを逮捕した。Luxemburg へ護送される途中、親友 Joel Barlow に會つて、その Age of Reason 前編の原稿を委託した。そして後編を獄中で續けた。その間ペインは、今日はギロチンへ送られるか、明日は送られるかと思ひ乍ら書いて居た。さればその書は「瀕死の人のセンチメント」と看做されなければならぬ。さればそれは偽らざる彼の意見である。

ペインの下獄後三週間して、パリ在住の米國人はその同胞たるペインの釋放を Convention に要求した。之に對する回答は、ペインが「英國生れ」であるからといふのであつたが、同時に、合衆國市民としての彼を救はむとする彼等の企圖は、合衆國政府に依つて認可されたものでないから聞届け難いといふのであつた。獄に在る事八ヶ月に依つて、その邸に十八ヶ月を過した。釋放後、間もなく Convention は満場一致を以て、再び彼をその一員に推舉した。長い牢獄生活はペインの健康を著るしく損ひ、次年九月大患の襲ふ處となつた。彼は死期遠からざるを感じ「Age of Reason」後編の殘部を急いで仕上げ、九年パリに於て出版した。直ちに英蘭及び合衆國でも出版された。彼の神學的思想を研究することは、本論文の目的外であるから、此書に就いてこゝに述べる事をしないが、それは殘薄なものである。

一七九五年四月フランス新憲法(前の憲法は廢止された)起草の委員會が作られ、その報告書がペインの許に届けられた。之を一讀して、租税に關する修正意見を提出したが、それは聞かれなかつた。原案採用と共に、Convention は解散した。そしてこれは、亦、フランスに於けるペインの公的生活の終末ともなつた。

フランス革命に於ける所謂恐怖時代が多少鎮靜に向つた頃から、ペインは又筆を把つた。Age of Reason 第二編と前後して、數冊の小冊とを出版したが、その主なるものは "Dissertations on first Principles of Government" "Agrarian Justice opposed to Agrarian Law" "Decline and Fall of the English System of Finance" 等であつて、第一のものは「人權論」の延長であり、第二のものは、各國に一定の基金を設け、總ての人に對し、二十一年に達せる時、十五磅スターリングを給與して人生出發の援助を與ふると共に、五十才以後は、年々十磅スターリングを給與して、その老後を安らかに送らしめんとする計劃を述べたものである。

一七九六年には巴里で *Letter to General Washington* を出版した。これは英米條約がアメリカの名譽と商業の安全とを危くするものであることを論難せるものであるが、二十年前には獨立戦争にその難苦を共にせるワシントンを公然と攻撃するに至らしめたのは、彼の入獄中に於けるワシントンの冷たい態度であつた。ワシントンはペインの仕事を價値高く評價したに拘らず、十一ヶ月の間ロベスピールの手に彼を放棄して省みなかつた。かくの如きは「Common Sense」の著者として「更」に「The Crisis」の著者としてのペインに與へらるべき待遇ではなく、この點に關しては、大統領としても、亦、個人としても、ワシントンの態度は辯明の余地なきものである。ペインは合衆國の市民として當然救助の手を差延べらるべきものであるが、この事を別としても、彼がアメリカに致せる奉仕は、「忘恩者に非ずんば忘れ得ざるものである。巴里在住のアメリカ人がペインの釋放を要求せる時、その要求が 'In consequence of its being not authorised by the American government' なる理由を以て拒絶された事を憶ふ時、全く辯解に窮するのである」(註)

(註) *Great Works of Thomas Paine, p. 51.*

而もペインはアメリカを愛し、アメリカを故郷と思つてゐた。その滞歐中も常にアメリカに歸らん事を口にしてゐた。ニューヨークなる一婦人に送つた手紙の一節にも、次の様な言葉がある。「私は歐洲の總ての華麗と絢爛とをみるよりも、私の馬のバットンがボーダータウンの草を喰べてゐるのをみた」と。

一七九七年巴里に「Theophilanthropists」なる名の協會が設立されたが、ペインもその重要な創立者の一人であつた。この年に *Letter to the People of France, on the Events of the eighteenth Fructidor* を書き、又五百人會の一員たる *Camille Jordan* 宛に残を書いた。それは僧侶、神鐘等に關する *Jordan* の報告に關してであつた。

ペインは言ふのに「病院では多數の幼児が、往來では老人と病弱なる貧しい者とが、衣食の不足からかくも數多く死につゝある時、僧侶と神鐘とに就いて語ることは、情知らずだ。フランスが産出す豊澤は、正しくさへ用ゐられれば、凡ゆる欲望の足るものである。然るに僧侶や神鐘は、奢侈品と同じく、最も軽く扱はれるべきものだ」と。このデイスト的意見の公表に依つて、ペインは多くの友を失つた。ワシントンの冷淡も、或は之を一因としてゐるかも知れない。久しきに渉る迷信に對するペインの赤裸々な決然たる攻撃は英米二國に於ける全僧侶階級の憤滿を招いた。この兩國に於ける殆んど總ての教會は、*Age of Reason* の著者に對する呪咀で滿ち溢れた。迷信の使徒等はこの書の驚くべき傳播を、驚愕と恐怖とを以て眺めたのであつた。

ペインはモンロー邸を出で、*Nicholas Bonneville* の家に寄偶した。この人は *Bouche de Fer* といふ政治新聞の編輯者であつた。アメリカからの送金が不規則なのをみて、この寛容な人は嘗にペインの爲めに吾家を開いて招請せるのみならず、必要な時には、何時でも金を貸して呉れたが、幸ひにしてペインも之も報ゆるの機を得たのであつた。それはナポレオンが獨裁官となつてから、名のみ自由紙 *Bouche de Fer* も、發行を止めなければならなくなつた時であつた。ペインはフランスに於ける彼の自由への使命が、今や全く失敗に歸したのをみて、直ちに合衆國に歸るの決心を固め、そして *Bonneville* 氏一家に避難所を提供した。之が爲めに、氏自身を除き、家族は巴里からニューヨークに移轉して來た。後、長男は巴里に歸つたが、ペインは *Bonneville* 夫人及び他の二兒を厚く待遇して渝らなかつた。

ペインの歸米はセンセイションを捲起した。彼自らの語を以てすれば「余は十月三十日ボルチモアに到着した。ニューヨークからジョージアナまで、凡ゆる新聞は讃辭か嘲罵を滿載したのであつた。名士にして彼を訪れた

ものも少くなかった。併し「自由の太陽は既に子午線を通過した」當時の著名なる政治家達はペインに背を向ける事が有利だとみるや、彼から離れ去つて了つた。ペインは New Rochelle に移つたが、その時、自己の所有する Bordertown なる小農場を提供したが、巴里に生活した夫人は之を好まず、依然ニューヨークに止り、時折フランス語を教へて居たが、殆んど生くペインに扶養されてゐた。一八〇七年、當時既に七十才のペインはニューヨーク Broom-street のパン屋 Hitt の家に移り、こゝに "An Examination of the Passage in the New Testament, quoted from the Old, and called Prophecies of the Coming of Jesus Christ." を公刊した。ペインは屢、友の家を次から次へと寄食して廻つたが、甚だ老衰したが爲めに、一八〇九年五月 Madam Bonneville は Columbia-street に小さな家を一軒借りて、こゝにペインを住まはせ、その死ぬまで彼の世話をした。死期の近づいたのを感じて、ペインはフレンド教會の有力なる牧師 White Hicks に、その共同墓地に埋葬されん事を乞ふた。然るに之は、教會の會合の結果、拒絶された。

一八〇九年六月八日午後九時、このアメリカ革命の放火者は眠るが如くに逝去した。翌日、遺骸は數人の友人に護られて、New Rochelle に移され、その農場に埋葬された。簡單な石の墓標が建てられた。後、一八一九年遺骨は William Cobbett の手に依つて英蘭に歸つた。

一八三九年小數の友人、特に G. Vale の努力に依つて、ペインの墓の上には清麗な記念碑が建立された。彫刻家 Frazee は進んで彫刻を引受けた。この記念碑は約千三百弗を要し、上にはペインの顔を表し、その下に

Thomas Paine

Author of

Common Wealth

と刻まれてある。C. B. Roylance Kent はペインの死を敘して曰ふのに「貧窮と無名の裡に死せる彼は、"those who make half-revolutions dig their own tombs" と云ふ諺を例證する」と(註)ペインは名も無き人としてよりも、寧ろ悪まれて死んだが、とまれ往年の光輝に比ぶれば、確に彼は淋しく「名も無き人」として死んだ。併し「貧窮の裡に」死にはしなかつた。その遺書に依れば、時價千五百弗の株式の外に、農場を有してゐた事を知り得る。その農場の大きさは判然としないが、その中一百エーカーが Bonnaville の二子に與へられ、殘部の賣却金の中から計五百弗が三人の人に分與されるべく、更にその殘余が折半して二人の友人に與へらるべき事が記載されてゐる。これ等からみて、彼が「貧窮」で無かつた事は明かである。

(註) Kent-English Radicals p. 117.

ペインは地位もなく、富も無く、學殖にも乏しかつた。その政治思想は時流を一步も出でるものでなく、その宗教思想も亦、「善を行ふ事が吾が宗教である」と言ふ程に單純なものであつた。この云はゞつまらない男の名を、後世に噴傳せしめたるものは、その萬人に冠たる眞摯な熱情と、不屈の意氣とである。この熱情とこの意氣とは、二大革命に遭遇して、輝ける革命的精神となつて現れた。アメリカ革命に活躍し、フランス革命に馳參じ、母國イギリスにも革命を齎らさんとした。しかも尙、満足する事なく、宗教思想の裡にまで突入し、「新約全書は信するに足らず」との大膽なる主張を、七十の類齡にして尙且世に向つて叫べる程の男を、筆者は驚異を以て眺めざるを得ない。若し世に生得の革命家なるものがありとすれば、それは正にペインその人であらう。

一九三四・九月・一七日

附記

参考書目としては本文註に掲げたるものゝ外に、本誌に掲載せる拙稿「英國急進運動第一期概観」の執筆に際して参考せる諸著及び論文を参考とした。

ハンス・ペーター著「現代經濟理論の任務」

„Aufgaben der Wirtschaftstheorie der Gegenwart“ Stuttgart, 1933.

氣 賀 健 三

茲に紹介せんとする一書はペーターが以前に「理論經濟學の根本問題」と題して著せる謂はゞ經濟原理に對する入門書である。即ち「根本問題」の中では、ペーターは専ら價值價格及び利潤等の問題を取扱つたのであるが、後著では之に對する理解を深からしむる爲に専ら方法論上の問題を論じたのである。

元來方法論なるものは、之に據つて論ぜんとする其當該科學の内容が一應了解されて居らなければ之を論じても價値なきものである。如何なる目的の下に何を研究するのかが判らなければ如何なる方法が最も適當であるかは斷定せられる筈がないのである。従つて經濟學方法論は研究者が一通り經濟學の内容に精通して然る後に之を爲すべきものと云はねばならぬ。

併し、之と同時に方法論は當該科學の據つて立つ其基礎を提供し、其性質を決定するものであるから、經濟學上の問題を論議する爲には豫め方法が定められて居らなければならぬし、又諸種の採用すべき方法に就て理解を持つて居らねばならぬ。此意味に於て經濟學方法論は經濟學の具體的内容に立入るに先立つて論究せられねばならぬ性